

商標法53条の2に基づく登録商標の 取消審判請求



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

外国から輸入した商品を販売するにあたって、外国メーカー等が日本において商標権を取得していない場合、販売店等が外国メーカー等の承諾を得ないで当該商品に付する標章を日本において商標登録することがある。販売店等としては、販売する商品に付する標章につき、第三者が当該標章を商標登録することを防ぐ目的で、またこれから日本において費用と労力をかけ宣伝広告を行っていく当該商品につき他ルートからの輸入を阻止し日本における総代理店たる地位を確保する目的で、いわば自衛的に商標登録を行う。しかしながら、このような登録商標については、パリ条約の同盟国等外国商標権者の保護強化を目的とした商標法（以下「法」という。）53条の2の規定により取消請求の対象とされている。

本来、商標権は各国ごとに成立し、その効力は当該国内においてのみ及び（属地主義）、登録された商標は、他の国において登録された商標から独立したものとされている（パリ条約6条(3)、商標独立の原則）。また、日本では商標権は設定の登録により発生し（法18条1項、登録主義）、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる（法8条1項、先願主義）。しかしながら、法53条の2は、日本において先に設定登録を受けた権利を、外国において商標に関する権利を有するという理由によって奪うものであって、属地主義、商標独立の原則、登録主義、先願主義の例外ないし修正規定である。

このような商標法の大原則の例外ないし修正規定については、その適用にあたっては抑制的であるべきだが、同規定については公正な国際取引秩序の確保という制度趣旨を汲んで広く適用されるように解釈されている。

以下、法53条の2の規定の解釈につき、制定経緯を概観した上で、審決例・裁判例を通じて検討したい。

第2 制定経緯

法53条の2は、1958（昭和33）年リスボン改正会議で採択された工業所有権の保護に関するパリ条約6条の7を実施するために、昭和40年法律第81号によって導入された規定である。

同様の趣旨の条項についてはリスボン改正会議に先立つ1934（昭和9）年ロンドン改正会議においても新設が提案されたが、日本は、商標の登録について商標権の存在の宣言的効力を有する